

令和5年第3回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和5年9月11日

招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理志
委員	岡田 義晴	委員	八木 亮三
委員	西岡 克之		

欠席委員

委員	藤田 明美	委員	西田 健
----	-------	----	------

職務のため出席した者

議会事務局長	荒木 秀一	係長	江口 美和子
--------	-------	----	--------

説明のため出席した者

健康保険部長	森川 寛子		
(健康保険課)			
課長	森本 陽子	課長補佐	木澤 奈津代
課長補佐	志田 純子	係長	相川 沙織
係長	一瀬 奈々		
(介護保険課)			
課長	村田 佳美	参事	中村 宰子
係長	浦川 真	係長	堤 圭一郎
社会福祉士	有浦 久美子		

本日の委員会に付した案件

議案第49号 令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議案第50号 令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
議案第51号 令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）
議案第54号 令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第55号 令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第56号 令和4年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

開会 9時26分

閉会 12時03分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和5年第3回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第49号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

おはようございます。議案第49号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億886万9,000円を追加し、補正後の総額を42億3,330万7,000円とするものです。

それでは補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入ですが、6、7ページをお開きください。3款1項県補助金は、電算システム改修に伴う特別調整交付金の交付見込額の増加による補正と、口腔保健推進事業実施要綱の一部改正により一般会計へ補助金が交付されることに伴う、県繰入金の減額によるものです。5款1項他会計繰入金は、県繰入金と同じく口腔保健推進事業が一般会計で執行されることによる減額です。6款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

次に、歳出につきまして説明いたします。10、11ページをお開きください。1款1項総務管理費は、国民健康保険システムおよび健康管理システムの改修委託料を計上しております。4款1項保健事業費は、口腔保健推進事業の一般会計への財源組替による減額です。8款1項予備費は、収支の調整として1億620万9,000円を計上いたしております。以上が補正予算の内容です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。まず歳入です。6、7ページ、こちらで質疑はありませんか。よろしいですか。それでは歳出、10、11ページ、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の1款1項1目12節委託料について伺います。私の方が国保とか厚生関係の方は今期決算等審査初めてなので、ちょっと理解してない部分があるかもしれませんが、そういった点があれば教えていただきたいんですが。この電算システム変更委託料っていうのがありますけれども、国民健康保険事業っていうのは、ある程度言ってみれば毎年同じ業務というかそういうものなのかなという感じがあるんですが。5年前ですかね、県に移管してそこでは多分いろんな変更などがあって、そういうシステムも変えないといけなかったのかなと思うんですが、これの電算システム変更っていうのはどういう理

由と内容なのかをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

今回新たに制度が変更になりまして、令和6年1月より、出産時における保険料負担が軽減されることになりました。これによるシステム変更が上の電算システム変更委託料です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

国の制度が変わるといふか、新しいものができるんですかね。それで歳入にそのまま国からあるっていうのは理解できたんですが、そうするともう1個の健康管理システムっていうのはどういうものなんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

特定健診と特定保健指導の第4期、変わる部分がありましてそれに対応する改修です。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

具体的に、もし説明していただいて理解できるか分からないんですが、どういうふうになるのっていうのを教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

資料が手元がないので後から持ってくるということでよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もちょっと基本的なことで申し訳ないんですが、冒頭の説明の中で口腔の分が一般会計で見るとどうなるかというふうに理解したんですが、ちょっとそもそもの理由ですね、要するにその他の健康保険は一般会計で見て、国保の人は国保で見てたけども、ちょっとそこはどうかという議論の中で、もうやはり保険にかかわらず口腔については広く皆さんと同じで、同じ財源で手当しようということなのか、ちょっとその辺りの説明をいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

今回の口腔の分の一般会計での支出につきましては、これ今までも母子保健事業で行っておいりました歯科健診やフッ化物塗布の事業につきまして、国保の事業でも補助が出ておいりましたので、国保と一般事業で費用を案分して、国保の方は保健事業の補助をもらってたんですけども、今度新しく歯科の保健事業について国の補助が出るようになりまして、それが他の補助が当たっていたら補助が出ないというふうになりましたので、全ての額を一般会計から出すようにしまして、国保の方からもう補助しないということで予算を落として計上するという形になりました。一般会計の母子の事業の方に今回補正で計上しております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。財源的な手当ての変更があるということで、一般に利用される町民っというか、子どもたちになるのかな。これ、子どもたちには何ら影響はないという理解でよろしいですか。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

はい。そのようになりまして、補助金を多く頂くための措置となります。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。歳入歳出どちらでも結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号令和5年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、これより議案第54号令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第54号令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましてご説明いたします。決算書の1、2ページをお開きください。収入済額の合計は43億3,099万4,631円で、前年度比1.2%の増額です。不納欠損額は656万6,616円、収入未済額は9,473万9,222円で、前年度と比較して1,096万1,479円の減となっております。5、6ページをお開きください。支出済額の合計は42億2,418万9,833円、前年度比1.3%の増額です。不用額は6,038万3,167円です。7ページをお開きください。歳入歳出差引残額1億680万4,798円全額を、翌年度へ繰り越すこととしております。基金へ繰り入れる場合は、その後の補正予算において計上させていただきます。

それでは、主な内容につきまして事項別明細書で説明いたします。まず歳入ですが、8、9ページをお開きください。1款国民健康保険税の収入済額は、前年度比4.6%の減額となりました。要因といたしましては被保険者数の減少によるものです。2款1項1目督促手数料は2,589件分です。3款1項1目保険給付費等交付金1節普通交付金は、主に保険給付費の支払いに充てるための県からの交付金です。同じく2節特別交付金は保険者の取組実績に応じて交付される保険者努力支援分、市町の事業状況に応じて交付される特別調整交付金分、保険事業費や保険税の収納状況等に応じて交付される県繰入金分、特定検診等負担金の合計額です。次のページをお開きください。4款1項1目利子及び配当金は財政調整基金に係る利子です。5款1項1目一般会計繰入金は一般会計から国保特別会計への繰入金で、繰入基準等に基づき算出された分の合計額です。上から3行目の未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児の均等割保険税の2分の1減額に伴うものです。6款1項1目繰越金は令和3年度からの繰越金です。7款1項1目一般被保険者延滞金および2目退職被保険者延滞金は、国保税に係る延滞金です。次のページをお開きください。2項1目町預金利子は国保特別会計に係る預金利子です。3項1目一般被保険者第三者納付金は、交通事故など第三者の行為によるけがに対して保険給付を行った場合に加害者側に請求し収納したものです。3目一般被保険者返納金は国保の資格喪失後の受診に係る返納金です。5目雑入は国保連合会からの旅費等の収入です。8款1項1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードと保険証の一体化に伴う事業に対する補助金です。

次に歳出です。16、17ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、会計年度任用職員の人件費や消耗品費、システムのリース料など国保会計に係る事務経費です。2目連合会負担金は長崎県国保連合会への負担金です。下段から次のページにわたりますが、2項1目賦課徴収費は国保税の賦課徴収に係る経費です。3項1目運営協議会費は国保運営協議会に係る経費です。2款1項1目一般被保険者療養給付費は医療機関へ支払う給付費用です。2目一般被保険者療養費は、柔道整復、はり、きゅう、あんま、マッサージ等に係る費用です。20、21ページをお開きください。2項高額療

養費は前年度比1.2%の減額です。4項出産育児諸費、出産育児一時金は14名に対する給付です。5項葬祭諸費は51名分の支給です。6項傷病手当金は、被用者である方が新型コロナウイルスに感染し、その療養のために仕事を休んだ場合に支給されるもので、23名分の支給です。次のページにわたりますが、3款国民健康保険事業費納付金は合計9億3,420万6,809円で、前年度より2,236万1,313円の減額です。22、23ページをお開きください。4款1項1目保健衛生普及費は、医療費通知、後発医療品差額通知等に係る経費です。下段から次のページにわたりますが、2目疾病予防費は、重症化予防事業、健康教育、健康相談、健康ポイント事業等に係る費用です。13節使用料及び賃借料は、令和5年3月に行いましたウォーキングイベントのデジタルスタンプ作成委託料です。2項1目特定健康診査等事業費は対前年度比223万8,463円の増です。特定健診受診者の増が主な要因です。次のページをお開きください。5款1項1目財政調整基金積立金は令和3年度の決算剰余金を積み立てております。6款公債費の支出はありません。下段から次のページにわたりますが、7款1項償還金及び還付加算金は、過年度に収納があった国保税の還付金、過年度に概算交付された保険給付費等交付金償還金、還付加算金の合計です。30ページをお開きください。実質収支額は全額を令和5年度へ繰り越し、基金へ繰り入れる場合はその後の補正予算において計上させていただきます。31ページをお開きください。令和4年度末現在の基金残高は5億4,162万8,000円です。続きまして、主要な施策の成果に関する報告書です。2ページ上段に決算状況を、下段見開きの表において令和4年度予算額および決算額、その執行率、ならびに令和3年度決算との比較を掲載しております。4ページから7ページは、保険給付費および保健事業費の状況を記載しております。4ページからは一般被保険者の療養給付費についてです。医療費のうち7割から8割分を保険者が負担しており、令和4年度における1人当たりの給付費は2万1,911円増加しております。5ページは、自己負担限度額を超過した際に保険者が負担する高額療養費です。6ページは、健康教育、健康相談事業、人間ドック等検診事業等の状況です。7ページは、特定健診、特定保健指導の状況です。令和5年5月末において県へ報告した数値を記載しております。コロナ前の受診率並みに回復しております。以上が、令和4年度長与町国民健康保険特別会計決算の説明です。

続きまして、本日提出しました資料です。1ページ令和4年度国民健康保険税決算書ですが、収納率は現年度分が98.0%、対前年度比0.27ポイントの減、滞納繰越分が18.66%、対前年度比で1.59ポイントの減となっております。合計では88.76%、対前年度比1.32%の上昇です。2ページ目に被保険者数の推移を記載しております。令和4年度の平均被保険者数は7,608人、平均世帯数は4,792世帯となっております。所得階層別の人数、次のページの高額療養費の推移については記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑に入っていきたいと思います。まず歳入、8、9ページ。こちらから入っていきたいと思います。歳入の8、9ページ、まずこちらで質疑はありませんか。戻っても構いませんので、進めていきます。10、11ページ。いいですか。では、12、13ページ。戻っても構いません。質疑はありませんか。15ページまでですね、歳入が。そしたら、最後に歳入の方に入っても構いませんので、歳出の方に移ります。16、17ページ、こちらの方で質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

16、17ページの1款1項1目3節と4節、会計年度任用職員に係る手当、保険料ですが、かなり予算より不用になっている理由をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

人数とか働いてる方は変わらないんですけども、扶養の範囲で働きたいという方がいらっしやいまして、それで金額がちょっと抑えられた形になっています。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ということは単純に勤務時間が短くなっているということですかね、予定よりも。そうすると、それで業務に支障がないのかということなんですが、本来は予算程度の、多少は多めに計上してあるんでしょうけど、を見込んで当然人も配置していると思うんですが、その辺りはどうなのでしょう。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

その方が業務にある程度慣れておられたので、支障がないようには働いていただきました。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。では次のページ、18、19ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっと今の16、17ページの別のところなんですが、12節委託料の一番下、コクホライン／調交システム変更委託料というのがちょっと見た限り当初予算には無かったかなと思うんですが、これはどういう内容でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

未就学児の均等割の保険税を軽減するものですが、当初予算の時にはまだはっきりした金額が国から示されておられませんでしたので、当初予算では組めませんでした。

○委員長（金子恵委員）

他はよろしいですか。今18、19ページです。こちらで質疑はありませんか。戻っても構いませんので進めます。20、21ページ、こちらではありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと戻って申し訳ないです。18、19ページの一般被保険者療養給付費の部分は、主要な施策の方を見ますと、一般被保険者の数が令和3年から令和4年にかけては247人ほど少なくなっておりますよね。ここの原因がどういったことなのか、これは後期に移行したのかな、ちょっとその辺りの分析が分かれば教えていただきたいのと、あと人数としては減っているけれども給付費はほぼ横並びというかわずかながら増えてるんですが、この辺りも理由が分かればお願いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

人数の減はおっしゃるとおり後期高齢の制度の方に年齢的に移行していかれているものと、社会保険の方に加入する要件が拡大されましたので、そちらの方に行かれた人数がいらっしゃるというものです。それと、それをもってしても給付費が上がっているのは、国保の年齢構成自体が高くなっているというのが原因と思われれます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。今20、21ページだったですけど、よろしいですか。では次、22、23ページ、こちらで質疑はありませんか。いいですかね。24、25ページ。では、26、27ページ。戻っても構いません、進めていきます。最後ですね、28、29ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどのとおりここの決算審査で初めてなのでちょっと基本的なことから教えていただければと思うんですが、26、27ページの特定健診関連なんですが、特定健診の受診率とか特定保健指導の実施率というんですかね、そういうのが上がれば県が算定する長与町の標準保険料率が下がる、そういうことじゃないんですかね。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

特定保健指導、それから特定健診の受診率が上がることによって、標準保険料率に影響

響するっていうことはないです。ただ、こちらについて特定健診の受診率は目標値とするところが県国にございますので、そちらになるべく近づけるようにという努力をしております。それから、国が実施しています努力支援制度において評価の指標となっておりますので、努力しているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すみません、ちょっと勘違いしてまして、標準保険料率は関係ないけれども、その国の保険者努力支援制度には影響する、そうすると点数っていうんですかね、上がればどういうメリットというか、何につながるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

県の努力支援制度という補助金があるんですけれども、そちらの交付の額に影響してきます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

その補助金が増えることは、結果的に保険料が下がるということなんでしょうか。ちょっとご説明をもう一度お願いします。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

もちろん県からの交付金、補助金が増えるということは国保財源のプラスになりますので、国保税がそれですぐに下がるという直結にはならないんですけれども、やはりその算定の根拠としてはプラスになると思っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ありがとうございます。大体分かってきました。それで、長与町のデータヘルス計画の中間評価という令和3年3月に出ているものを、今回の審査に当たって参考までに拝見してたんですが、ここにある保険者努力支援制度配点実績状況というので、令和2年度（見込み）という数値があったんですが、それによると平成30年度、令和元年度と比べて保険者努力支援制度の配点が全国の1,741市町村中、平成30年度が816位、令和元年度が927位、それが令和2年度の見込みは300位と結構上がってるんですよ。これ、見込みとあるので、ちょっとまず実績というか実態はどうか。今回令

和3年度なので、分かれば3年度のものももう出ている、ごめんなさい令和4年度ですね、今令和4年度の決算なので、もし分かれば伺いたいですけれども。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

令和4年度の実績の資料を、すみません、今ちょっと持ち合わせてないんですが、昨年度は非常に順位が上がりまして県内では1位でした。全国でもかなり高い位置に行っていたと思います。資料は後ほどお持ちします。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

1位なんですね、それは素晴らしいと思うんですが。先ほどの主要な施策の報告書の方では7ページ、特定健診受診率が49%とありましたが、県の資料を見ると、ちょっとこれ多分少し前の資料を私見たんですが、東彼杵町でしたかね、東彼杵町とか小値賀町とかが大体60%いつも超えるぐらい高くなっていて、まあ人口規模とかの違いもあるんでしょうけど。そういう所の違いというか、当然、先ほどのメリットなどから特定健診受診率を皆さんも上げるように努力されてると思うんですが、そういう県内でも高い地域の、例えば分析とかされてるんでしょうか。もしあればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

確かに東彼杵町の方は受診率が非常に高くなっております。ただ長与町も低いほうではない率になっております。ただ、これからますます上げていく上で、東彼杵町とか波佐見町、そういった所の取り組みを参考にさせていただくということはあるかと思えます。今長与町でも取り組みといたしまして、県のICTを活用したはがきの送付ですとか勧奨活動には力を入れて行っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今同僚委員が言われたことに関連してなんですが、特定健診の受診率を向上させるということで、今言われたように令和3年度からAIを活用したそういう受診の勧奨みたいなことをやられてるということなんですが、これを活用したことによる向上というか、特徴的な効果みたいなことがあったのかどうかですね。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

受診率という例えば数字で見えるようなはっきりとした効果っていうのは非常に難しいところではあるんですけども。ICTを利用した個別分析、興味がない方に興味を持っていただくようなはがき勸奨の仕方を行っておりまして、それに対してはリアクションとしてお問い合わせ等を頂くことがございましたので、興味を持っていただくという点では意義があっているんじゃないかと思っております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちなみに、特定健診の受診率っていうかな、これは県内で長与町はどの辺りに位置するのかっていうのは、努力はされてると思うんですが、どの辺りなのかなど。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

令和5年5月末のデータで県内で3位です。4年度の実績になります。先ほど委員がおっしゃられたように東彼杵町が1位、波佐見町が2位になっています。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

県内で数多くの市町がある中で、東彼杵郡にあります東彼杵町と波佐見町、すぐ近所の所が高位に位置して、長与町も次ということで努力はされてると思うんですが、ちなみに何か長与町として参考になるべき何かあるのかどうかですね。やはりこういったことが受診率の向上に役に立ってるというような参考にできるものっていうのは何か見出せないのかどうか。もちろん人口が少ない方が目が行き届くというのもあるんですが。しかしそこよりもっと人口が少ない所よりもさらに受診率が高いということは何か努力をされてると思うんですが、その辺りは何かあればお聞かせいただければと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

東彼杵町か川棚町だったと思うんですけども、受診率向上のために自治会単位で地区ごとに受診率を出して、地区ごとで競争して、その自治会に報奨金とか何かそれを出すっていうようなことをしていたっていうのをちょっと聞いたことがありまして、ただやっぱり地区によって大分その人数も違ったりとかありますので、何か逆にぎすぎすしたという話も聞いたりしまして、ちょっと取り組みとしてどうなのかなど思ったことはあります。ただ、とてもやっぱり競争で頑張ったっていうのは聞いております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは、歳入歳出いずれでも結構です。それと報告書ですね、成果に関する報告書。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

基金について伺いたいんですけども、今回1億円ほど基金を積み増して、4億円だったのが今度5億円ほどになると思うんですね。これまでも話を聞いていますと今後県辺りの激変緩和がなくなったときに、こういった基金を活用して住民の保険税が上がらないようなことに使っていきたいというご説明を頂いて、それはそれで評価できるというふうに思っております。それプラス同僚委員から、今の高さをこの基金を活用して引き下げること検討してはどうかということまで話があって、これについては予算の時に職員の中でも維持するか下げることってというような議論はしているということですが、今回決算が終わりましたけど、この辺りについての現段階での担当課の考え方をお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

おっしゃるとおり激変緩和措置がなくなった後は、やはり基金を取り崩さなければいけない状況が来るとお思いますので、それを考えましたら保険料を下げるとことはちょっと考えにくいです。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

この資料についてもいいんですか。3ページの国保の医療費のことで。これ見てみると令和3年度と令和4年度と比べて、いわゆる悪性新生物、がんは増えているんですが、下から2番目の精神っていうのが3年度5件で4年度の12件と倍以上伸びてるんですね。で、特定健診によっていわゆるボディの中は割と改善が利くと思うし、ですけどヘッダの部分、その精神の部分はなかなかその特定健診では改善しづらいと思うんですよ。今後それに対して、どうやっていくのかなと思ってですね。長与町だけの問題じゃなくて、要するに県国の考え方とかいうのがもしあれば、なければ結構です、あれば教えていただきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

国の方で、縦割りではなくて福祉、介護、健康増進の担当を含めて、総合的に相談に

乗る窓口をはっきりさせるようにという指針は来ておりますので、それに向けて進んでいくところです。今のところは担当がそれぞれ分かれて年齢等に応じて相談を受けている状況なんですけれども、今以上に縦割りにならないように各課連携して、こちらで相談に乗ったものでもっと専門的なところがいい部分は保健所なり他の機関につながるようにして、隙間に落ちることがないようにしていきたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。
八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今の同じページで、今最初におっしゃられたがんですね。令和3年度から令和4年度で1.5倍ぐらいにかなり増えている印象で、ちょっとこれより前の資料は私も見てこなかったのですが、この理由といたしまして、この理由といたしまして、例えばですけど令和2年度の検診受診率で見るとコロナで低かったと。そういうのが翌年度に何かその時発見した発見しないとかで翌年度とかに影響してるのかなと思ったんです。何かそういうがんの件数が増えている要因等あるようであればちょっとお聞かせいただきたいんですが。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

おっしゃられるように令和2年度は特定健診も低かったんですが、がん検診も受診率が低くなって。3年度は例年より少し多いぐらいに回復したんですけども、やはりその令和3年度のがん検診でやっぱりがん、要精密になった方も多くて、それでがんが発見されたという方も例年よりも少し多かったような状態ですので、そういう方が令和4年度に治療などに当たって、医療費につながっているのかなというふうに推察いたします。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうすると、すみません、ちょっと私先ほど特定健診の受診率の方で言いましたけど、がん検診というのはまた別にあるということですね、一応確認なんです。それで、当然やっぱり健診で相当じゃあ実際にこれだけ、もう1.5倍っていうのは大分多いと思うので、健診がそれだけ発見に極めて重要ということがこれから言えるということですかね。ちょっと見解で結構ですのでお願いします。

○委員長（金子恵委員）

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

がん検診の種類にもよるんですけども、例えば肺がん検診などをしてがんの疑いも含んで発見されるが0.2%ぐらいとかですので、1,000人受けて2人発見されるかど

うかで、長与町は大体3,000人から4,000人ぐらい受けていらっしゃると思いますので、令和3年度のがん検診というと3,602名受けられて8名がんの方が見つかったというのがあります。なので、それで劇的に治療の対象の方が増えるっていうことにつながるかどうかは分からないんですけども、やっぱりがん検診を受けることで、がんの早期発見ができていっているのではというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。ちょっと別のところなんですけど、先ほど同僚委員から激変緩和措置についてのお話がありましたけど、最初なのではないです。ちょっと基本的なことから教えていただきたいんですが、これが国保事業が県に移管されたときに激変緩和措置というのがあったと思うんですが、当然医療費とかの増大で保険料っていうのは、基本的にはわずかずつでも県の移行がなかったとしても上がっていったものかなと思うんですが、そもそも県に移管することで急激に上がるからそれを緩和するということだと思うんですが、県に移管されるとそもそも緩和措置をしないといけないぐらいそんなに保険料が上がる理由っていうのはどういうところなんですか。移管がなければ激変緩和措置も要らなかったということかなと私は思ったんですが、ちょっとその制度の説明をしていただければと思うんですが。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

長崎県の中で給付費をやりくりしますんで、たくさん医療費がかかる自治体、そうでない自治体いろいろあります。それで相互扶助という形でやっていきますので、県でどれくらいお金を取るかっていう算定には所得がどれくらいある人数がどのように分布しているとか、医療費をどれくらい使っているかということに応じて算定していきます。そうなった場合に、同じように負担したときに、医療費があまりかかっていなかった自治体はその自治体から見たら前に比べたらたくさん負担しなくてはいけなくなり、またその逆の自治体でいけば逆の立場になると思うんですけども、結果、長崎県全体で見たらやはり給付費が重くのしかかってきたということではないかと思えます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ありがとうございます。一定分かりました。保険料というか保険料率なんですけど、長与町の場合、この激変緩和措置がなかったら、やっぱり今現状よりもかなり上がっていたということよろしいですか。もし、例えば激変緩和措置で緩和されてる部分との金額もしくはパーセンテージの差というか、そこがもし分かれば伺いたいんですが。もし

分からなければ結構です。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

国保運営協議会の時の資料なんですけれども、激変緩和措置がなしのときの単純な実質単年収支ですけれども、単年度収支は約マイナス1,000万円で、保険料を上げなければ多分これが続いていくと思われまので、激変緩和措置がなければやはりマイナスが続いていったものと思われま。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。そうすると、これも先ほどの同僚委員の質疑にちょっと戻るんですが、今5億4,000万円まで基金積み上げてるのを、今後その部分というか、ものに充てていって足りるのかっていうか、何といたらいいんでしょうか。国の激変緩和措置の分をカバーできるぐらい十分なのかというか、ちょっと聞き方が分からないんですが、その急激に、例えば基金がその緩和措置分を基金の方でこの令和6年度以降カバーしていったのが、今度基金がなくなったらそれこそ急激に上がるとか何かそういうことがないのか、何かこの運営の今後の方針のようなものがあればお聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

多分基金がどのくらい持つかっていうような、何年とかそういうことが具体的に分かれば、その辺りでいいんじゃないですか。

森川部長。

○健康保険部長（森川寛子君）

なるべく保険税を上げないような形で基金を使いたいとは思っております。ただ、今ですね、平成30年から県に移行してますので、その部分の実質収支を単純に計算しますと、大体トータルで年間4,000万円の赤字というのが出ています。しかも、今医療費がどんどん上がってきているってところもすごく、例えば単純に4,000万円足りないということでしたら、今5億円ちょっとありますので10年間はキープできるんじゃないかというような単純な計算はできるんですけれども、それよりも医療費が上がってきてる、それから所得の状況、この資料の2ページですかね、所得の状況をお渡ししてるんですけれども、やはり国保の被保険者の方の所得ってというのがすごく低いので、その所得割部分での収入というのが減ってくる可能性があります。だから、保険税自体も入ってくるし、保険税も減ってきている状態なので、このまま何年持つかっていうところも計算しながら、それから県がどれくらいの標準税率を持ってくるかというところで加味しながら、なるべく上げないようなことができるように算定しながらも、やはり一定ご負担いただくことも出てくるかと思えます。今、あと何年後ってというのが

ちょっと言えない状況です。申し訳ありません、よろしくお願いします。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号令和4年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

所管の皆さまにおかれましてはお疲れさまでした。

場内の時計で10時40分まで休憩します。

（休憩 10時30分～10時40分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

先ほど第49号で答弁が待ちになっていた健康管理システムと、第54号の努力支援の分ですね、こちらの方の答弁ができるということですのでお願いします。

木澤課長補佐。

○課長補佐（木澤奈津代君）

システムの改修についてですが、来年度から特定健診の検査項目の変更、追加と、特定保健指導の評価の追加項目がありましたので、その改修に当たる分です。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

努力支援制度の県内順位は先ほど1位と申し上げたんですけども、全国順位は1,741自治体中38位です。

○委員長（金子恵委員）

それでは、これより議案第50号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第50号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。予算書の1ページをお開きください。今回の

補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ226万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を6億3,251万5,000円とするものです。

それでは補正予算に関する説明書により説明いたします。まず歳入ですが、6、7ページをお開きください。4款1項繰越金は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

次に歳出です。10、11ページをお開きください。2款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度からの繰越金のうち出納整理期間に収納した前年度分の保険料を、長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、226万7,000円を計上いたしております。以上が補正予算の内容です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑を行いたいと思います。これは歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。よろしいですか。額の確定です。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第50号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて、委員会を再開します。

それでは、これより議案第55号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

議案第55号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきまして、ご説明いたします。決算書の1、2ページをお開きください。収入済額の合計は5億9,893万5,523円で、前年度比6.6%の増額です。不納欠損額16万3,000円、収入未済額28万3,972円です。3、4ページをお開きください。支出済額の合計は5億9,666万7,523円となり、対前年度比6.5%増、不用額は1,289万4,477円です。

それでは、主な内容につきまして事項別明細書で説明いたします。まず歳入です。6、7ページをお開きください。1款後期高齢者医療保険料は4億8,742万7,628円で、対前年度比6.7%の増額となっております。2款1項1目督促手数料は259件分です。3款1項1目事務費繰入金は、広域連合共通経費と一般管理費と事務費の繰入金です。2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額の4分の3を県、4分の1を町で負担し繰り入れたものです。4款1項1目繰越金は令和3年度決算の繰越金です。5款1項1目延滞金は後期高齢者医療保険料に係る延滞金です。8、9ページをお開きください。2項1目保険料還付金は、死亡、転出等による過年度分の保険料還付金を広域連合から受け入れたものです。3項1目町預金利子は後期高齢者医療特別会計の預金利子、4項2目雑入は後期高齢者広域連合からの旅費の収入です。以上が歳入です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。10、11ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は後期高齢者医療事業運営に係る事務経費です。2項1目徴収費は保険料徴収に係る経費です。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は前年度比9.4%の増額です。内訳は、事務費負担金として1,687万2,910円、保険基盤安定負担金として8,897万9,127円、保険料負担金として4億8,680万1,528円です。次のページをお開きください。3款1項1目保険料還付金は過年度の保険料の還付金です。2項1目一般会計繰出金は、令和3年度決算の確定に伴う一般会計への繰出金です。14ページ、実質収支に関する調書はご覧のとおりです。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書です。2ページ上段に決算状況を、下段見開きの表において令和4年度予算額および決算額、その執行率ならびに令和3年度決算との比率を掲載しております。4ページに保険料等納付金の状況を記載しております。以上が、令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計決算の説明です。

続きまして、本日提出しました資料です。後期高齢者医療保険料の決算状況です。収納率は現年度分が99.94%、過年度分が38.47%、合計は99.88%で対前年度比0.01%の上昇となっております。次のページに、被保険者数の推移を記載しております。令和4年度の平均被保険者数は5,580人となっております。その他については記載のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、質疑の方に入っていきたいと思います。歳入の方から入っていきます。まず、6、7ページ。こちらの方から質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。よろしいですか。戻っても構いませんので、進めてまいります。では、8、9ページ。よろしいですか。歳出に入ります。10、11ページ、質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

10、11ページの1款1項1目11節役務費、118万5,000円の予算に対して、

通信運搬費で85万2,870円で、若干不用額が多いかなと思ったんですが、というのは令和3年度の同じ項目を見ると予算計上が58万7,000円で、実際に通信運搬費で51万9,000円。結構予算に近いというか、使われ方をしてるなと思ったんですが。今回まずちょっと予算計上額が前年度より2倍ぐらいあること、それから不用額が出た理由というのがちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

一瀬係長。

○係長（一瀬奈々君）

こちらについては、保険証の発行は通常年に1回郵送で皆さんにお送りしてるところなんですけれども、令和4年につきましては保険証の区分が2割の方が令和4年10月から出てきたため、保険証の発送2度行いました。ですので予算額としては約2倍の額を計上しております。実際対象者には全員に送ってはいるんですけれども、安く済むような送り方をしたりとかそういう工夫で、実際の予算額よりは低くなっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。では次進みます。12、13ページ、よろしいですか。それでは歳入歳出いずれでも結構です。それと実質収支に関する調書の分と報告書ですね。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

歳入の方で聞き漏らしたんですが、収入未済あるいは不納欠損ということでいわゆる滞納の部分なんですけど、この滞納の主な理由というのがどういったものがあるのか分析があればお聞かせいただきたいと思います。併せて、督促についてもやはりそういった方々になるのかの確認ですね、お願いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

まず不納欠損の中身ですけれども、無財産の方、生活困窮の方がおります。それで未納の部分については詳しい分析はしてないんですけれども、やはり経済的に苦しいというのが大きな理由だと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

滞納の状況で、まだちょっと資料をよく読み込めていないのですが、前年、過去のたしか令和4年からこの後期高齢者の保険料も上がってますよね。それによって影響を、いわゆるこの滞納とかの方に影響が出たのかどうかですね。この辺りも、数字をちょっと私も読み込めてないのでお伺いしたいんですが。分かればお願いします。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

数字としては、収納率が前年度とほとんど変わらないので数字的に影響は出ていません。年金から特別徴収ですので、その分はきっちり取れるという形になっています。ただ、実感としてやはりちょっと厳しくなったなっていう実感は持たれているのではないかなと思います。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それと、ちょっと私がかうまく理解できていない部分で、還付未済というのがありますよね。これは、ちょっとこの制度の説明と、この令和4年度の状況の説明ですね、ちょっと分かりやすく教えていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

亡くなられたり、よその県などに行かれたときに保険料を多く納め過ぎていた分を返しますが、還付が年度内にできなかったものの件数と金額です。主な還付未済の理由は死亡による手続未完了ですね。亡くなったので後期の死亡の手続きをお願いしますというものをされてないものが主な理由です。このうち、1件2,700円は還付済みなんですけど、他は今還付の手続中です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この施策の成果に関する報告書の4ページが一番下に令和5年3月末の被保険者数が5,760人ということで、恐らく団塊の世代を迎える人たちがあと2年後に後期高齢者ということで、長与町の後期高齢者の推移というか大体もう分かると思うんですけど、例えば25年とか30年大体どのように増えていくのかなということですね。それに伴い、こういう保健事業の枠がダウンサイジングになるのか、変わらないのかですね、その辺りが分かれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

森本課長。

○健康保険課長（森本陽子君）

今後の見込みの方は後期高齢者連合の方で推計値を取ったりしてますので、こちらにその資料はないんですが、後期高齢者が増えていくことは間違いないと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私はこの令和4年度の後期高齢者医療の決算の認定に反対の立場から討論いたします。もう毎回申し上げておりますけれども、この制度は高齢者が増えるほど、医療費がかかればかかるほど、高齢者の負担が重くなるという制度設計になっております。実際令和4年度も保険料が引き上げになり、先ほども滞納の状況をお聞きしますと、生活困窮とか財産がないというような方が非常に困っていらっしゃるという状況でありました。この制度自体は国が実施した制度で、町としてこれを大きく変えると、改善するということは困難だろうというふうには思いますが、こういう問題がある、このままこの制度は続けていくと必ず制度としてはもう持たないと思います。こういう住民の苦しい状況というのがあるということはやはり指摘しなければならないと考え、本決算の認定に反対いたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で11時15分まで休憩します。所管の皆さまにおかれましてはお疲れさまでした。

（休憩 11時04分～11時13分）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第51号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

皆さまこんにちは。それでは、議案第51号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明をさせていただきます。予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、保険事業勘定におきまして既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億1,697万7,000円を追加し、補正後の総額を31億998万4,000円とし、介護サービス事業勘定におきましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ257万7,000円を追加いたしまして、補正後の総額を3,037万5,000円とするものでございます。

内容につきましては補正予算に関する説明書によりご説明いたします。説明書の6、7ページをお開きください。まず保険事業勘定の歳入でございますが、3款2項4目1節保険者機能強化推進交付金194万4,000円の減額につきましては、令和5年度介護保険保険者機能強化推進交付金の確定に伴い減額するものでございます。4款1項1目介護給付費交付金2節過年度分につきましては、令和4年度介護給付費の確定に伴う支払基金交付金の追加交付分でございます。5款1項1目介護給付費負担金2節過年度分につきましても、令和4年度介護給付費の確定に伴う県負担金の追加交付分でございます。7款1項4目1節事務費繰入金につきましては、介護保険認定支援システム更新に伴うリース料の増額に伴い、事務費繰入金を増額しております。8款1項1目1節繰越金2億1,011万3,000円は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。10、11ページをお開きください。1款1項1目13節使用料及び賃借料は、介護保険認定支援システムの更新に伴うリース料の増額によるものでございます。6款1項2目22節償還金、利子及び割引料の3,356万3,000円は、いずれも令和4年度の介護給付費ならびに地域支援事業費に係る国県および支払基金の交付金の額の確定に伴う返還金でございます。6款2項2目一般会計繰出金27節繰出金194万4,000円の減額は、令和5年度介護保険保険者機能強化推進交付金の確定により減額するものでございます。7款1項1目28節予備費1億8,482万円は、収支の調整として計上するものでございます。

続きまして、18、19ページをお開きください。介護サービス事業勘定の歳入でございますが、2款1項1目1節繰越金257万7,000円は、前年度決算に伴い確定した繰越額を計上いたしております。

続きまして歳出でございますが、22、23ページをお開きください。2款1項1目28節予備費につきましては、収支の調整として同額を計上するものでございます。以上が今回の補正予算の内容でございます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑に入りたいと思います。まず、保険事業勘定の方の歳入ですね、6、7ページ、こちらで質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この3款2項4目保険者機能強化推進交付金、これは額の確定でっていうことは分かったんですが、実際確定というか差し引いて400万円ほど一般会計に繰り出してそこから使うと思うんですが、実際これ保険者機能強化推進交付金というのは結構使い道が幅広いと思うんですけど、これを活用して本町では今年度どういう事に使う予定かっていうのはありますでしょうか。もしくは使っているのか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

こちらの保険者機能推進交付金につきましては、一般会計の方になるんですけれども、福祉課の高齢者の交通費助成の方に一部充当させていただいております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。それでは同じく保険事業勘定の歳出、10、11ページ。いいですか。では次、介護サービス事業勘定で、18、19ページ。歳入ですね。あと歳出の方が22、23ページ。いずれでも結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号令和5年度長与町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、第56号の審査の方に入りますけど、よろしいですか。

それでは、これから議案第56号令和4年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

それでは、議案第56号令和4年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明させていただきます。決算の説明に入ります前に、令和4年度の介護保険被保険者の状況につきまして報告させていただきます。先ほど提出いたしました介護認定者数の推移（区分別）をご覧いただきたいと思います。令和4年度末時点の65歳以上であります第1号被保険者数は1万1,327人で、前年度比85人の増となっております。また、第1号被保険者のうち要支援、要介護の認定者数は1,837人、前年

度から29人の増となっており、認定率といたしましては16.2%で、前年度比0.1ポイントの増でございます。

それでは決算書の説明に入らせていただきます。なお、歳入歳出ともに主なものについて、事項別明細書により説明をさせていただきます。14、15ページをお開きください。まず保険事業勘定の歳入でございます。1款1項1目第1号被保険者保険料の収入済額は7億1,512万6,000円で、前年度比814万5,960円、1.2%の増となっております。保険料の収入状況につきましては、先ほどお配りいたしました資料の歳入の収納状況をご覧ください。収納率につきましては、現年度分が99.93%、前年度比0.09ポイントの増、滞納繰越分が33.76%、前年度比13.83ポイントの増、介護保険料全体としましては99.63%、前年度比0.3ポイントの増となっております。それでは事項別明細書の方に戻らせていただきます。14、15ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料は、督促手数料746件分でございます。3款1項1目介護給付費負担金は介護給付費に対する国の負担分で、負担率は居宅給付費が20%、施設等給付費が15%となっております。2項1目1節現年度分調整交付金は介護給付費に対する交付金で、令和4年度の割合は1.97%、2節特別調整交付金は新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免措置に対する国庫補助で、補助率は100%となっております。2目、3目につきましては、地域支援事業に係る交付金で交付率は2目が25%、次のページに移りまして3目が38.5%でございます。4目被保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組指標に基づく交付金、5目介護保険被保険者努力支援交付金は、地域支援事業等の取組指標に基づき交付されるものでございます。6目介護保険事業費補助金は、システム改修に対する国庫補助でございます。4款1項支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金より交付されます第2号被保険者負担分で、1目は介護給付費分、2目が地域支援事業費分で、それぞれ負担率は27%となっております。次のページに移りまして、5款1項1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費に対する県の負担分で、負担率は居宅給付費12.5%、施設等給付費17.5%。2項県補助金は地域支援事業に係る交付金で、負担率は1目が12.5%、2目が19.25%となっております。6款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子分でございます。続きまして、20、21ページをお開きください。7款1項1目介護給付費繰入金につきましては、介護給付費に係る町負担分で負担率は12.5%、2目および3目地域支援事業繰入金の負担率は2目が12.5%、3目が19.25%となっております。4目その他一般会計繰入金は事務費分の繰り入れ、5目低所得者保険料軽減繰入金は、第1号被保険者の第1段階から第3段階までの低所得者保険料軽減に係る繰入金でございます。次のページに移りまして、2項1目介護給付費準備基金繰入金は、介護サービス事業勘定においてサービス収入が見込みに対して伸びなかったことによりマイナス収支への補填を行うため、介護サービス事業勘定へ繰り出しております。8款繰越金は前年度決算に伴う繰越金、9

款1項1目第1号被保険者延滞金は29件分の保険料延滞金、2項1目町預金利子は介護保険特別会計の預金利子でございます。3項雑入2目1節返納金につきましては、介護保険給付費に係る返納金が3件、成年後見人の町長申し立てに係る本人負担分が2件でございます。次に2節過年度返納金につきましては、介護保険給付費に係る返納金が2件でございます。次に24、25ページをお開きください。3目雑入につきましては、情報提供依頼に伴う文書料および介護認定調査等の受託金でございます。収入済額の総額は31億1,797万6,387円で、前年度比5,237万6,983円、1.7%の増となっております。以上が保険事業勘定の歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。26、27ページをお開きください。1款1項1目一般管理費12節委託料につきましては、令和4年度介護報酬改定に伴うシステム改修業務が主なものでございます。13節使用料及び賃借料は介護認定支援システムのリース料でございます。2項1目賦課徴収費につきましては介護保険料の徴収に係る経費でございます。次のページに移りまして、3項1目介護認定審査会費は認定審査会委員報酬など介護認定審査会に係る経費、2目認定調査等費は、認定調査員報酬および主治医の意見書作成手数料など介護認定調査に係る経費でございます。次のページに移りまして、4項1目趣旨普及費は介護保険制度や保険料等に関するパンフレットの印刷製本費、5項1目介護保険運営協議会費は運営協議会の開催に伴う委員の報酬および費用弁償でございます。2款保険給付費につきましては、要介護認定者が利用された介護サービス費、要支援認定者が利用された介護予防サービス費の給付費や給付に伴う審査支払手数料で、前年度比683万9,223円、0.3%の減となっております。次のページに移りまして、3款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、要支援認定者および事業対象者の通所型、訪問型サービス利用に係る給付費や審査支払手数料、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、1目のサービスに関わるケアマネジメントに対する給付費でございます。2項1目一般介護予防事業費は、町で実施しておりますお元気クラブや脳トレ教室に関する経費、めだか85、サポーターポイント制度事業の委託料でございます。また、18節負担金、補助及び交付金につきましては、いきいきサロン17団体への事業補助金と介護予防サポーター14名のポイント交付金でございます。次に、32ページから35ページにかけての3項1目地域包括支援センター運営費は、長与町地域包括支援センターの職員およびパート職員の人件費や地域包括支援システムの保守料などの経費となっております。2目総合相談事業費につきましては、介護保険課窓口配置の介護相談員、訪問看護師および包括支援センター専門員の報酬、健康調査訪問で使用する自動車リース料などの経費でございます。次に36、37ページをお開きください。4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業につきましては、主任介護支援専門員の人件費や地域包括支援システムの保守料、自動車リース料などの経費となっております。5目在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療介護相談窓口の専門相談員に係る人件費と、在宅医療介護連携推進協議会および作業部会に係る

経費となっております。次に38、39ページをお開きください。6目生活支援体制整備事業費は、高齢者の社会参加や生活支援の充実を推進するため、生活支援コーディネーターの配置と地域の支え合いの推進のため設置しております、支えあい「ながよ」推進協議体に関する経費でございます。7目認知症総合支援事業費につきましては、認知症地域支援推進員として配置しておりますコーディネーターおよび認知症初期集中支援チーム検討委員会に係る経費、12節委託料につきましては、長崎北病院へ委託し設置しております認知症初期集中支援チームの委託料と社会福祉協議会に委託しております認知症カフェ事業の委託料、地域包括支援システム保守委託料でございます。8目地域ケア会議推進事業費は、専門職による個別事例の検討および地域のネットワークづくりやケアマネジメント支援、地域課題把握などを行う自立支援型地域ケア会議、また困難事例に対して関係者が情報共有や支援の検討を行う個別ケア会議に関する費用でございます。次に、40ページから43ページにかけての9目任意事業費につきましては主な事業内容といたしまして、家族介護支援事業として介護学習会、認知症介護者の集い、地域支援自立事業といたしまして配食サービスに係る委託料、19節扶助費として介護用品に対する助成を行っております。4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、介護給付費準備基金の預金利子に加え、第7期計画剰余金の一部7,925万760円を基金へ積み立てております。6款1項1目は第1号被保険者保険料の還付金、次のページに移りまして、2目償還金はそれぞれ過年度交付額の確定に伴う返還金でございます。6款2項1目介護サービス事業勘定繰出金は、介護サービス事業勘定の歳入不足補填のための繰出金でございます。2目一般会計繰出金は、令和4年度から新たに国庫補助金で受け入れた保険者機能強化推進交付金を、福祉課所管の高齢者交通費・健康づくり助成事業拡充へ充当しております。支出済額の総額は28億9,786万3,375円で、前年度比8,842万2,823円、3.1%の増となっております。以上が保険事業勘定の歳出でございます。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましてご説明をさせていただきます。46、47ページをお開きください。この勘定は、地域包括支援センターが地域介護予防支援事業所として行います要支援ケアプランや介護予防ケアプラン、ケアマネジメントの作成に係る経費の勘定となっております。まず歳入でございます。1款1項1目介護予防サービス計画費収入につきましては、ケアプラン作成2,799件に対する収入とケアマネジメント作成2,483件に対する収入でございます。2款1項1目繰越金は前年度決算によるもの。3款1項1目町預金利子は介護保険特別会計の預金利子でございます。4款1項1目保険事業勘定繰入金は、介護サービス事業勘定の歳入不足補填のため、介護給付費等準備基金より繰り入れております。収入済額の総額は3,248万8,712円で、前年度比199万6,474円、6.5%の増となっております。以上が介護サービス事業勘定の歳入でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。48、49ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目指定介護予防支援事業費は、地域包括支援センターの介護支援専門員の人件費とその業務に係る経費でございます。2 項 1 目介護予防ケアマネジメント事業費は、民間事業所への介護予防ケアマネジメント作成委託料でございます。5 0、5 1 ページをお開きください。支出済額の総額は2,990万9,920円で、前年度比111万3,218円、3.9%の増となっております。

続きまして52ページをお開きください。こちらは実質収支に関する調書でご覧のとおりでございます。続きまして53ページをお開きください。財産に関する調書、介護給付費等準備基金の決算年度末の残高でございます。保険事業勘定から基金積立金を積み立てているものでございます。

続きまして、主要な施策の成果に関する報告書につきましてご説明させていただきます。報告書の2、3ページをお開きください。まずこちらは、保険事業勘定における歳入歳出の令和4年度予算額と決算額の執行率、および令和3年度決算との増減比率でございます。4ページは保険給付費の状況でございます。歳出のところでもご説明差し上げましたけれども、前年度比683万9,000円の減額となっております。内訳につきましては以下の表のとおりでございます。次に5ページから10ページにつきましては、地域支援事業に係る事業のそれぞれの内容について掲載いたしております。5ページは介護予防・生活支援サービス事業で、要支援者に対する訪問型、通所型サービスの利用等に関する内容となっております。6ページは一般介護予防事業といたしまして、町が実施をしております各種介護予防に関する内訳でございます。7ページは医療と介護の関係機関が連携して、包括的、継続的な在宅医療・介護を提供する体制の構築を推進する在宅医療・介護連携推進事業の内容となっております。8ページにつきましては、地域が主体となった活動の充実とその活動における現状把握や課題解決について検討し、支え合い活動、生活支援サービスの構築を推進する生活支援体制整備事業。9ページは認知症の人やその家族の支援をはじめ、認知症の早期発見、早期対応のため、関係機関と連携して効果的な支援を実施する認知症総合支援事業について掲載いたしております。10ページは、地域支援事業のうち任意事業といたしましてさまざまなメニューがありますが、その中で本町が実施をしております事業の実績について記載しているものでございます。続きまして12、13ページをお開きください。こちらは介護サービス事業勘定におきます歳入歳出の令和4年度予算額と決算額の執行率、および令和3年度決算との増減比率でございます。次の14ページは、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として、要支援者の予防給付のケアマネジメント業務を行います指定介護予防支援事業費について。15ページにつきましては、要支援者および事業対象者の介護予防ケアマネジメントを行います介護予防・日常生活支援総合事業費について掲載しているものでございます。以上が、介護保険特別会計決算に関する内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑に入りたいと思います。まず、保険事業勘定の歳入の方から入っていきたいと思います。14、15ページから。質疑はありませんか。では、16、17ページ。いいですかね。18、19ページ、戻っても構いません、質疑はありませんか。いいですか。20、21ページ。22、23ページ。24、25ページまでですね。歳入全般で質疑はよろしいですか。最後に歳入歳出聞きますので、歳出の方に移りたいと思います。それでは26、27ページ。こちらの方で質疑はありませんか。いいですか。では、28、29ページ。戻っても構いません、進めていきます。30、31ページ。よろしいですか。それでは32、33ページ。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

歳出の方で伺いたいんですが、当初予算っていうのは当然足りなくなつては困るので、ある程度どの予算も多めに取つてあるとは思んですが、一応ちょっと不用額が多いものもあるので伺いたいんですが、まずその32、33ページの3款2項1目18節負担金、補助及び交付金。これが予算が220万円あって約半分ぐらい100万円ほどが不用額になっていまして、これもそういう多めに取つてはあるというのは理由にあるんでしょうが、この歳出の金額が予算がその倍ぐらいあるっていうのが令和3年度も同じような決算だったと思うんですね。そうすると実際の歳出額っていうのが令和3年度の実績などからある程度分かると思うのが、またやはり同じように令和4年度でも多めに予算が取つてあって、一応理由というか当初予算計上の根拠と実際にその半分ぐらい不用になっている理由を一応お聞かせください。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

まず、地域住民グループ支援事業補助金というのが、こちらが高齢者のいきいきサロンというものになっております。こちらが高齢者が歩いて通える場所に通いの場があるということを目指しますと、自治会単位の50カ所ぐらい作りたいというふうに思っているところなんです、このサロンの方が21カ所まで一時は増えたものが、令和4年度末で17カ所まで減っております。理由といたしましては、やはりコロナの影響もあります。ただ今後ですね、増やしていきたいという思いがあります。ちなみに一つのサロンについて上限が10万円という補助をしております。続きまして、サポーターポイント制度交付金につきましては、ほとんどが町内の介護施設の方でボランティアをしていただいた分に関して交付金を差し上げているんですが、こちらでもコロナの影響で登録施設の方が26、27カ所ぐらいあったと思うんですが、実際に受け入れていただいたのが令和4年度は2施設しかない状態で、サポーターが活動する場がなかったというところがあります。同じように、施設だけじゃなくってご自宅でのいろんな手伝いなども対象としているんですが、やはりちょっとこちらもコロナの影響もあって少ない

という状況があります。今後は、増やしていきたいというふうに思っております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のところは分かりました。そうすると、同じページの下ですね、3項1目1節報酬、こちらは書いてあるとおりの報酬等ですが、これも予算に対して3分の1ぐらいが不用になってますが、これは何かそういう予定と人数が職員が少ないとか、何か一応理由をお願いします。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

こちらの方は産休代替職員です。当初、10月に1名職員が戻ってくるか分からない状況というのがありまして、3月まで補正で予算を計上しましたもので、結果としては職員が戻ってまいりましたので不用額となっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

一般介護予防事業の件でお伺いしたいと思います。今、お話の中で歩いて通える場所にあるのが理想だということでおっしゃって、それはそのとおりだと思うんですが、実際問題としてそうは理想どおりにならない状況があるかと思うんです。私もちょっと控えてるんですけど、利用者の方からちょっと遠いもので交通手段が大変だ、そういう移動のことを役場も考えてほしいという意見があったので、しかるべき議会の中でそういう意見があるということは伝えますということでは言いました。実際そういうふうなこと、ちょっと今日申し上げますけれども、役場の方にもそういう意見というのは他に来ているのかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

こちらの方で一般介護予防事業をするに当たりまして、やっぱりこちらの方としましては、ご自身で通っていただきたいというのがあって予算化もしておりませんし、送迎もしておりませんが、やっぱりご家族の方の送迎があったりとか、タクシーでの移動とかいうのがあるので、負担が大きいという声は聞いております。ただ、今のところは送迎支援等は考えておりませんので、今後検討課題というふうにしております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今回の議会の一般質問で同僚議員がバスの問題を取り上げられておりましたけれども、やはりいろんな利活用ができるというふうに思うんですね。当然、いつも財政的な問題がということがどうしても出てはくるんですけども、一方で利活用、あと住民から見れば非常にその辺を有効に活用できればありがたいなというふうに思いますし、また他の自治体を見てもやはり社協なり町なりがそういう福祉バスのようなサロンバスとかいろいろ持って利活用しているので、非常にやっぱり検討はすべきだというふうに思います。令和6年度だから来年度に第9次の介護事業の計画を立てると思うので、財政的な問題と言われるかもしれませんが、やはりそうそう歩いて行ける距離っていうふうにいかない場合もあると思うので、ぜひ今後、決算はこれで、この決算を生かして今後の検討課題としてはやはり検討すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

ありがとうございます。今回の介護予防の送迎に限らず、買物等についても困っている方等々の今度生活支援の方も、移送支援とかそういうところで問題は確かにあっております。今後、そういったことも複合的に何かできないかということで調査研究はしてまいりたいと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

34、35ページの3款3項2目10節需用費、こちらも同じなんですけど予算に対して不用額が多いかなと。これも令和3年度の決算を見ますと136万7,000円の予算計上に対して23万3,000円の支出と、同じような不用額が多かったにもかかわらずやはり4年度も予算計上と支出になっている。この理由は何になりますでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

中村参事。

○参事（中村宰子君）

こちらの方が総合相談事業ということになりますので、介護保険課の前に掲示しておりますリーフレット等、町独自のものを作成したりするときに使う印刷製本費を上げておりましたが、確かに予定額は使っていないような状況になります。今後、実際に使うリーフレットということで見積もり等しっかり取りまして、実情に合わせていきたいというふうに思います。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうですね、保険事業ですから被保険者数であったり、保険料のいわゆる歳入もある程度見込みが出たり、国県の支出金もある程度シミュレーションができると思うので、逆に言うとその歳入額から歳出を当初予算の時には振り分けないといけなかったり、そういう事情もある意味あるんだとは思いますが。ただこの介護保険事業についてはいわゆる介護予防というのに予算を使えるので、先ほどの同僚委員とほとんど同じことなんですが、こういうあまりにもちょっと過大というか、予算を振り分ける分であれば、そういう予防の方にもっと使うべきじゃないかなと思うんですね。サロンの例えば先ほどおっしゃった上限10万円でサロンに補助している、例えばこれをちょっとでも増やせばサロンをやろうかなという人が出てきたり、そのサロンの中身も充実したり、あとカフェも回数を増やしたり。このホームページの方を見ると、コミュニティカフェというのが第1火曜、第3水曜、書いてあるのが1時半から3時半。何かちょっと回数とか時間がやっぱり短いかな。だからそういうところに予算を使うことで、長与町は子どもとか教育だけでなく高齢者にもすごく住みやすいとか楽しい町だになってというのは、やっぱりイメージというか、実績ができると思うんですね。なので、もちろん足りなくなっているのは困るので、予算計上は多めだと思っていますが、それでもやっぱり無駄はなくして、その分この予算は介護予防に使えるのでそっちに振り分けたいのかな。実質収支も2億円ぐらいプラスになったりするんで、ぜひしていただきたいと思うんですが、ちょっとお考えだけでも改めて伺います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

おっしゃるように第9期の今度事業計画の方も今策定している段階でございます。まだ内容等も精査するところもあると思われまので、できるだけ、そういった介護予防とかにも今後も引き続き力を入れてまいりたいと思っておりますので、また、計画の反映をしたいと思っております。

○委員長（金子恵委員）

他に質疑はありませんか。次、36、37ページ。よろしいですか。38、39ページ。戻っても構いません、進めていきます40、41ページ。よろしいですか。42、43ページ、次、44、45ページ。よろしいですか。それでは保険事業勘定の歳入歳出いずれでも結構です。質疑はありませんか。いいですかね。それでは介護サービス事業勘定の方に入っていきたいと思えます。こちらの歳入46、47ページ。こちらで質疑はありませんか。いいですか。それでは歳出、48、49ページ。51ページまでです。質疑はありませんか。歳入歳出いずれでも結構です。よろしいですか。それでは介護保険、この特別会計歳入歳出全ての、報告書を含めいずれでも結構です。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第56号令和4年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、本日の委員会はこれで終了です。皆さまお疲れさまでした。

(閉会 12時03分)